

平成 20 年 7 月 1 日

教育長 永 井 哲 郎 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-01-121 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 20 年 4 月 22 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、貴局が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報については、意見を付して処理を終了します。

記

1 確認内容

- (1) 平成 20 年 5 月上旬に開催された各校種（小・中・高・特）それぞれの校長会において、本件勧告の趣旨を周知するとともに、管理職選考試験については、実施に関する周知を有資格者に対して必ず行うよう依頼したこと。
- (2) 平成 20 年 5 月 27 日付けの通知文「平成 20 年度 校園長・教頭・指導主事昇任選考試験の実施について（通知）」に、「必ず有資格者すべての方へ周知してください。」との文言を掲載したこと。
- (3) 各学校園が提出する「平成 20 年度管理職選考試験 出願者名簿」に、有資格者全員に周知したかどうかの履行確認欄を追加したこと。
- (4) ホームページ（庁内ポータル）に、上記(2)の通知文及び選考実施要領を掲載するとともに、その旨を通知文に明記していること。

2 意見

- (1) 管理職選考試験に限らず、重要な情報については、今後とも周知に努めるとともに、関係者が適宜及び適切に必要な情報を得ることができる仕組みの維持・改善に努められたい。
- (2) 管理職選考試験については、次年度以降も有資格者への周知の徹底を継続されたい。

(参考) 勧告

- ① 管理職選考試験等重要な情報の周知については、校内の掲示板やホームページの活用等、関係者が適宜及び適切に必要な情報を得る事ができる仕組みを早急に整備し、その維持・改善に努めること。
- ② 教育委員会は、重要な情報の周知に関し、各公園毎の判断に委ねるのではなく、責任を持って行うこと。